

2018年8月31日  
資源エネルギー庁

## 定期報告に関する指導について

FIT制度の認定を受けた事業については、法令上の認定基準として、定期報告の提出が義務付けられています。2018年7月23日には、ウェブサイトにて注意喚起文書を掲載し、改めて定期報告の御提出について周知しました。

当該文書中、設置費用報告を未実施の対象事業者に対して、**2018年8月10日までに報告を行うよう求めていたところ、当該期限までに報告の実施が確認されなかった事業者の一部に対して、本日（2018年8月31日）付で経済産業大臣による指導を行いました。**

指導の対象となった再生可能エネルギー発電事業者におかれては、**2018年9月20日までに**定期報告の御提出をお願い申し上げます。報告がされない場合、認定取消しとなる可能性があります。

### 1. 定期報告の対象者・報告期限・報告の方法

2018年7月23日付の注意喚起文書（下記 URL）を御参照ください。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/announce/20180723.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20180723.pdf)

### 2. 今回の指導対象者

- ・**2018年8月10日時点**で設置費用報告の提出義務があるにもかかわらず、提出のなかった事業者
- ・ただし、2017年度以降に新規認定又は変更認定等された案件の一部で、ログイン ID・パスワードの通知又はシステムのデータ反映が済んでいない案件及び 20kW 未満の太陽光発電設備は除く。

#### お問い合わせ先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：太陽光発電について（JPEA 代行申請センター（JP-AC））

0570-07-8210（平日 9:20～17:20）

太陽光発電以外、または太陽光発電で上記回線が繋がらない場合

0570-057-333（平日 9:00～18:00）

経 済 産 業 省

20180814資第1号  
平成30年8月31日

〒 ー

殿

経済産業大臣 世耕 弘成 印

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に  
基づく指導について

貴殿は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第9条第3項の規定により認定された再生可能エネルギー発電事業計画（以下「認定計画」という。）を有しており、当該認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を開始しておりますが、平成30年8月10日時点において当該発電設備の設置に要した費用に関する情報等が経済産業大臣に提供されておられません。

本事実により、当該認定計画は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第4号。以下「施行規則」という。）第5条第1項第6号で規定する認定基準に適合し、いかなる状態にあると認められるため、法第12条の規定に基づき下記のとおり指導を行いますので、平成30年9月20日までに、所定の形式により、報告を行ってください。

なお、報告がされない場合、法第15条の規定に基づき認定を取り消すことがありますので、御留意ください。

記

1 対象となる認定計画

発電事業者 :  
設備名称 :  
設備 ID :  
認定日 :平成 年 月 日  
電子報告に必要となるログイン ID :

2 指導内容

施行規則第5条第1項第6号関係

- ・認定計画に係る再生可能エネルギー発電設備の設置に要した費用等を平成30年9月20日までに経済産業大臣に提供すること。